

論文

独立型社会福祉士によるソーシャルワーク実践の価値 —ホッとホーム『てのひら』の生活支援（ナイトケア）事業—

内田 充範

UCHIDA Mitsunori

要旨：2015年4月から、生活困窮者自立支援法に基づく支援事業がスタートした。この生活困窮者自立支援事業に、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣の修得や仲間と出会い活動ができる居場所づくり等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う「生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援」がある。本稿は、この生活困窮者自立支援事業の「生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援」を実施している独立型社会福祉士へのインタビューから、独立型社会福祉士によるソーシャルワーク実践の価値について明らかにした。

独立型社会福祉士によるソーシャルワーク実践も社会福祉士の業務実践の専門性と守るべき規範を広く社会に宣言した『社会福祉士の倫理綱領・行動規範』をよりどころとしている。この『社会福祉士の倫理綱領・行動規範』の基盤とされたのが、国際ソーシャルワーカー連盟による『ソーシャルワークのグローバル定義』である。この定義から、社会変革、社会開発、社会的結束、エンパワメント、解放、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重の9つのキーワードを抽出し、独立型社会福祉士の実践と照合したところ、そのソーシャルワーク実践は、『ソーシャルワークのグローバル定義』の具現化に他ならないものであった。

当事者主体の基本姿勢を基盤としながら、自身のソーシャルワーク技術を向上させるべく、日々研鑽に努めている姿勢こそが、『ソーシャルワークの価値』の自覚であり、この独立型社会福祉士のソーシャルワーク実践が、「社会が危機的状況にある時代」に変革を起し、新たな社会を構築していくと考える。

Key Words：独立型社会福祉士、『ソーシャルワークのグローバル定義』、社会変革

I. はじめに

2015年4月から、生活困窮者自立支援法に基づく支援事業がスタートした。それまでの日本の社会保障制度は、自助努力のみでは生活していくことが困難な場合、第1のセーフティネットである、各種社会保険や対象者別の福祉制度によって生活困窮となることを予防しつつ、それらの保険制度や福祉制度では自立した生活ができない場合、最後のセーフティネットとして、公的扶助である生活保護制度によって最低生活を保障してきた。このような2段階式のセーフティネットの場合、第

1のセーフティネットで、生活を立て直すことができればよいが、自立した生活を送ることを困難としている課題が解決されなければ、生活を完全に立て直すことはできず、いずれは、生活保護を受けることとなる。このため、生活保護制度の対象とはならないが、何らかの生活課題をかかえた者からの相談を受け、その生活課題に対応する支援を展開することで、できるだけ生活保護受給としないようにするために創設されたのが生活困窮者自立支援事業である。つまり、生活困窮者自立支援事業に携わる相談員が、社会保険や福祉制

度と生活保護制度との間において、対象者が置かれている状況をアセスメントし、抱えている生活課題の解決に向けて、支援することによって第2のセーフティネットとしての役割を果たすこととなり、日本の社会保障制度は3段階式となった。この生活困窮者自立支援事業は、以下のとおりである。

生活困窮者に寄り添いながら自立に向けた支援を行う「自立相談支援事業」、家賃相当額を支給し就職に向けた支援を行う「住居確保給付金の支給」、直ちに就労が困難な方に就労に向けた支援や就労機会の提供を行う「就労準備支援事業」、自ら家計を管理し、早期の生活再生を支援する「家計相談支援事業」、学習支援をはじめ、日常的な生活習慣の修得や仲間と出会い活動ができる居場所づくり等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う「生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援」、不安定な住居形態にある者に、宿泊場所や衣食を提供し、退所後の生活に向けて就労支援などの自立支援も行う「一時生活支援事業」等である。

本稿は、この生活困窮者自立支援事業の「生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援」を実施している独立型社会福祉士の実践から、独立型社会福祉士の価値について明らかにするものである。

II. 生活困窮者自立支援事業における子どもの生活・学習支援

2012年4月に「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会(以下、特別部会)」が社会保障審議会に設置された。これは、21世紀初めの好景気といわれた期間においても生活保護受給者が増加し、2008年のリーマンショック以降の景気低迷期には、さらに増加するというこれまでのない生活困窮者問題に対して、幅広い観点から生活困窮支援制度を見直し、国民を重層的に支える新たなセーフティネットの構築が必要となったことによるものである。

この特別部会は12回にわたり審議が重ねられ、2013年1月「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書(以下、報告

書)」がまとめられた。報告書には、生活困窮者の現状として、「子ども・若者への学習支援、養育支援、居場所づくり、就労支援」に関するこれまでの支援実践が示されている。現状を受けての「新たな生活困窮者支援制度の構築について」では、子ども・若者の貧困防止として、生活困窮者家庭の子どもに対する学習支援等を行う事業の実施が示された。これは、報告書の4つの「基本的視点」のひとつである「子ども・若者の未来」で目指すとされた、次世代が可能な限り公平な条件で人生のスタートを切ることができるような生活支援体系に沿った事業の実施である。

上記の審議内容をふまえて、2013年12月生活困窮者自立支援法が公布された。本法に規定された事業の中心は、総合相談事業としての生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給であり、就学中の子どもへの支援に関しては、学習援助事業のみであった。このため、子どもへの支援は、生活保護自立支援プログラム時代から実施されてきた高校進学のための学習支援を小学生や高校生に広げ、対象者に就学援助制度利用世帯やひとり親家庭の子ども等が加わった。このように、事業開設当初、子どもの支援は、学習支援を中心として実施されていたが、生活困窮者世帯の子どもの自立促進を図るためには、学習支援事業のみでは不十分であるという観点から、学習支援事業と居場所提供事業とを組み合わせた事業が年々増加していった。

このような現状を踏まえて、2018年の法改正では、従来の学習援助に加えて、「子どもの学習・生活支援事業」として、子ども及び保護者への生活習慣及び育成環境の改善助言事業、進路選択その他の教育就労に関する相談等事業が規定された。2014年度のモデル事業実施を経て、2015年度から本格実施された生活困窮者自立支援事業における子どもへの支援は、「子ども・若者の未来」をめざすとした基本的視点を実現するためには、学習支援だけではなく、居場所づくりや生活習慣の修得、生活環境整備のための関係機関との協働等が必要であると認められた。これは、子どもへの

支援を実施しているNPO法人等が、学習支援にとどまらず、子ども及び保護者の思いに寄り添い、生活状況を把握したうえで、抱えている課題を解決するための支援を展開していった結果といえる。

Ⅲ 『ホッとホームでのひら』

Ⅲ-1. 『ホッとホームでのひら』の実践

『ホッとホームでのひら』（以下『でのひら』）は、生活困窮者自立支援事業の「子どもの生活・学習支援事業」として、民間アパートの1室を借りて、毎週金曜日の夕方実施されている。

本事業の実施に合わせて、2019年7月4日、本事業の主催者であり、全国各地からの教育・子育て相談を行っている独立型社会福祉士を訪ねた。

キッチンには、「子どもサポーター」である地域のボランティアの方々夕食の買い出しから帰ってこられ、メニューについて相談されていた。しばらくすると、近隣の大学生ボランティアもひとり、ふたりと集まってきた。まだ、子どもたちが来る時間には早いため、何気ない会話が続いていた。また、その日から参加するという大学生も加わり、先輩サポーターへの紹介がされていた。しばらくすると、子どもたちが、三々五々集まりだし、大学生ボランティアは、子どもたちの名前を呼びながらその日の出来事などを話題にして話しかけていた。子どもたちの中には、ゲームやカードを持ってきて、いっしょにやろうとせがむ者もいた。大学生ボランティアは、他の子どもたちにも声をかけてメンバーをそろえるよう促すなどして、自然といくつかのグループができ、ゲームや会話をそれぞれが楽しんでいた。中には、狭い部屋の中でかくれんぼをしたり、大学生ボランティアにまわりつき、何度も馬乗りになったりしていた。また、大学生ボランティアの中には、地域の方々と一緒に料理をする者もいて、ボランティア同士のコミュニケーションもとても和やかに行われていた。

食事の準備ができると、まだ、遊びに夢中になっている子どもたちに対しては、一人ひとりの名前を呼びながら、ゲームを片付けるよう促し、しば

らくすると全員が食事の席についていた。「いただきます」の合掌の後、食事が始まると、大学生スタッフは、子どもたちの食の進み具合を見ては、「よく食べたね」等の声掛けをしながら、自分たちも箸を進めていた。食事を終えると、子どもたちは一人ひとりが自分の食器や箸を台所まで持っていき、食事をしたテーブルが片付くと、また、遊びに夢中になっていた。そして、20時ころから、子どもたちは帰宅をはじめ、遠方の子どもたちは、スタッフの方々が自宅へと送っていった。

Ⅲ-2. 大学生スタッフのふりかえり

子どもたちが全員帰宅した後、大学生スタッフによるふりかえりが行われた。この日は、大学生スタッフのOBふたりも加わり行われた。

まず、参加した子ども一人ひとりについての気づきについて意見が出された。ふりかえりは、当日の様子はもちろん、これまでの参加日の状況も踏まえての変化などについて、その理由は何かということにまで及び、21時頃から始まったふりかえりは、23時を過ぎても続いていた。

この日、子どもたち個人のふりかえりとは別にテーマとされたことに、事業実施中における子どもの安全確保の取り組みがあった。先述したように、子どもたちの中には、大学生ボランティアとのスキンシップを求める者もいて、じゃれ合っているうちにハイテンションとなる場面があった。そのような中でも子どもとかわっている大学生ボランティアは、子どもが納得するまで、何度も繰り返しかかわっていた。勢い余って子どもが転ぶこともあったが、その都度、他の学生ボランティアが、柱や窓ガラスなど衝突すると事故となりそうな場所をガードしていた。このような場面が同時に複数生じていて、ガード役に回っている学生ボランティアは、相当な神経を使っていた。このため、子どもたちとのかかわりにも、一定のルールを決めてはという提案があった。この提案に対して、子どもたちが、そのように大学生ボランティアにかかわってくるのはなぜかという問いかけがあり、家庭で満たされない思いをここで求めている

るのではという意見があった。筆者も、時間が来れば、それぞれの家庭に帰っていく子どもたちにとって、『てのひら』は、自分の思いを我慢することなく、思う存分満たしてくれる場所になっていると考えた。この日、この提案に対する結論は出なかったが、提案者も、子どもたちとかかわっていた者も、対立するという雰囲気はなく、子どもたちにとって、『てのひら』がより安全で安心できる場所であるためには、どうあったらよいのかという同じ目的に向かっての話し合いであるということがひしひしと感じられた。

IV. 独立型社会福祉士へのインタビュー

IV-1. 研究目的

独立型社会福祉士としての業務内容及びやりがい、業務をととして社会にどう影響を与えるか等についてインタビュー調査を実施し、その内容を分析する事で独立型社会福祉士の価値を明らかにするものである。

IV-2. 倫理的配慮

筆者の勤務校である山口県立大学生命倫理委員会の承認を得た。インタビュー調査に際しては、同意説明文にそって、研究目的及び方法、研究参加の任意性と参加撤回・辞退の自由、個人情報保護等について口頭で説明のうえ、研究参加同意を得て実施した。

IV-3. 研究対象者及び研究方法

2019年7月6日、『てのひら』を運営する独立型社会福祉士事務所所長とスタッフの『ああす』を対象に、事業開始前の部屋において、いくつかの質問項目を設定しつつ、そこから自由に話を展開してもらおう半構造面接を用いてインタビューを実施した。

インタビュー内容の分析としては、対象者の語りと『ソーシャルワークのグローバル定義』のキーワードの関連性から独立型社会福祉士のソーシャルワークの価値について考察した。

IV-4. スタッフ『ああす』

スタッフの『ああす』は、現在、『てのひら』のナイトケア事業と家庭支援相談員を兼務している。『ああす』とは、^①「ありのままの」「あなたが」「すてきです」の頭文字であり、子どもたちや親に何かあったときでも、そのままの自分でもいいのかなどと思ってもらえるようにという思いが込められている。

前職は、教育委員会の臨時職員で、その時にスクールソーシャルワーカーだった現在の独立型社会福祉士事務所所長と出会い、現職に就いてから、社会福祉士資格を取得した。子ども・家庭の支援を行う上で、当事者からの疑問に対して、不利益を与えてはいけないとの思いから専門職としての学びを積み上げたいとの思いからであり、社会福祉士となった現在でも、「社会に責任を取る」専門職としての重責を感じている。

独立型社会福祉士事務所のスタッフとしてのやりがいは、「粹がない」ことである。スクールソーシャルワーカーにしても、学校や教育委員会という組織の一員となれば、出来ないという思いがわいてしまうこともある。しかし、独立型社会福祉士は、当事者のためであると思えば、誰に遠慮する必要もなく行動することができる。専門職として相談者のために、「自分なら何をするか、自分なら何ができるか」と考え行動することが大事である。その思いがあれば、何でもやれるし、好きにやれる。しかし、責任はとらなければならない。

独立型社会福祉士は、当事者に合わせて動くため、夜中だろうが、泊まり込んで、子どもに合わせて動かなければならない。つまり、「子どもにふりまわされる」状態である。

『てのひら』の活動は、子どもたちが笑って過ごせる時間を一分一秒でも増やすためのものである。そして、^②「子どもの言葉に出せない思いや行動に表せない思いなど抱えているものを、その子の未来に向けて広げていくには、どうしたらいい」のか常に考えている。そして、この事業(子どもの生活・学習支援)の必要性を^③「他の支援団体とともに機会あるごとに、いろいろな人に伝えて、行

政に訴えていくことが大事である。

『てのひら』での生活支援事業は、週1回2時間半の実施である。毎日実施すると、『てのひら』が子どもたちの居場所になってしまう。親が安心して預けられる場所として『てのひら』があることで、週1回2時間半を自分のことを考えたり、自分のために使ったりしてリフレッシュすることができる。つまり、親にとっては、子育てを考える機会であり、子どもは、『てのひら』での楽しかった出来事を話すことで、家庭が変わっていくために実施している。『てのひら』は、個別のかかわりを芯としている。食事の準備ができたなら、「みんなご飯だよ」ではなく、「〇〇君、ご飯だよ」と、一人ひとりに伝える。前週来ていない子どもが来たら、「よく来たね」の一声をかけていく。このようなかかわりの積み重ねによって、子どもたちは自分を認めてくれる大人がいると認識できるようになる。子どもたちには、^④自己意識、自己決定、自己表現が必要と考える。喧嘩を例にとると、自分の言い分を直そうとする思いを持つことは、暴力や暴言を抑えられることで、別の表現があることを伝えていくことになる。また、『てのひら』に来て、何をするか、食事の時にどこに座るかという決定を否定しない。『てのひら』という小さな社会の中で、自己意識、自己決定、自己表現ができるようになって、社会に出ていけたらいいと思う。しつけではないけれど、何でもいいわけではなく、いろんな人とかかわりの中で学んで出来るようになるといい。

子どもが来ないことにも意味がある。行ってもいい場所があるけれど、行かないという選択ができること自体が子どもの成長であり、何か変化があったと考える。その理由は何かと考え、察して、空気を感じることが大切である。

独立型社会福祉士が目指すのは、^⑤もっとみんなが生きやすい社会だと考える。今の社会は、何かあると、すぐに批判が起こる。みんなが同じ方向を向いている。制度があっても使うことへの批判がある。社会福祉士として、^⑥当時者を使える制度へ上手に案内して、制度を上手に使ってもら

う。そうすることで、頑張りたいと思っている相談者に頑張ってもらえる。そのようにして、人には、それぞれの生き方があって、^⑦「みんな違ってみんないい」と一人ひとりを認め合える社会になるといいと思う。

IV-5. 独立型社会福祉士事務所所長

『てのひら』を運営する独立型社会福祉士事務所所長は、大学で船舶工学を学び技術開発に携わるが、福祉系大学に再入学して、卒業後、児童養護施設に勤務する。その後、塾講師をしながら社会福祉士資格の取得と同時に独立型社会福祉士事務所を開設した。児童福祉は、家庭崩壊後の対応としての指導という面もあり、そうなる前の早期解決が必要と考え、組織にいたのでは、社会福祉士の大義は果たせないとの思いから開設したものである。『てのひら』での事業のほかに、教育・家庭の相談室を開設していて、相談があれば、相談対象の子どもがいる場所なら北海道から沖縄県まで、どこでも個別訪問、アウトリーチを行っている。相談内容は、子ども家庭福祉、教育、精神保健福祉などに及んでいる。

相談事業におけるインテーク時に、当事者は2つの思いを持っている。一つは、「やるだけのことはやっている」という思いであり、もう一つは、「問題解決の力を持っている」という思いである。社会福祉士は、^⑧当事者である本人の力を本人が支援することを支援することと考える。すべては目の前の当事者が持っているのである。

独立型社会福祉士は、枠づけされていないから当事者ニーズをキャッチすることができる。当事者こそがすべてであり、「当事者に少しでも近づけたかという思い」がやりがいと考える。子どもは、大人を見抜いている。子どもたちとかかわれることは、相談者として選ばれたということであり、味方と思ってもらえたということである。子どもはストレートであり、嫌われたら来なくなる。専門知を持っている支援者と困り果てている当事者は対等ではない。そうであるからこそ、社会福祉士は、うぬぼれてはいけないし、いい気になっ

てはいけないと考える。実践を積み重ねながら向上しなければならず、キャリアにあぐらをかいてはいけないのである。

⑨ここ10年間の行政へのソーシャルアクションは、地域包括ケアのアプローチである。真の⑩地域の連携体制をマネジメントするのが社会福祉士と考える。制度化は手段であり、当事者のためにやっている。社会問題に対する解決策として制度ができて、社会は次の問題を抱えている。つまり、国は、先を見て制度サービスを作れていないと言える。スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーも、⑪より良い学校(教育環境)を作っていくことにつながるといふ思いからである。

社会福祉士は、⑫社会の不正義をなくしていく。世界、社会、学校、家庭にある戦争、⑬差別、偏見をなくしていく。社会福祉士が見て見ないふりをすれば、社会を悪くしていくことになる。世界というマクロでの活動は遠いと思うかもしれないが、一人の子どもとの関係の中で具現化できる。革命を起こすことが無理なら、対人援助によって、草の根から⑭当事者と社会構造との関係性を変革することで⑮この国を変えていく。一生懸命に生きようとする人が社会を変えるのである。もう一度、この国で生きたいと思える社会、⑯それぞれの自分らしさを表現できる社会をつくるために、組織論理に縛られることなく、「一人称でものを考え、ものを言い、行動する」ことは、やりがいでもあり、プレッシャーでもある。

なぜ、私にその支援を託したのかということを考えなければならない。もういいやと思うのではなく、⑰10年先に、次の世代にバトンを託せるようにかかわり続けていかなければならない。

V. 考察

V-1. 社会福祉士によるソーシャルワーク実践

社会福祉士の業務は、「日常生活に何らかの困難(生活問題)を抱えている人々やその問題に関わり、困難状況の改善や解決を通して、安定した生活の維持や回復を支援する」(日本社会福祉士会2015: 10)ことである。このように、人々の

生活そのものに関わる実践は、「ただ単に思いやり、やさしさ、同情や親切心だけでは対応できないことが多くあり、そこには、確かな専門知識や技術に基づいた実践が必要」(日本社会福祉士会2015: 11)とされている。さらに、その過程において、専門職としての倫理に基づき、その上に積み上げられる専門的な知識と技術という専門性が求められている。

このように、社会福祉士の業務実践においては、専門性が求められており、その専門性に加えて守るべき規範を広く社会に宣言したものとして、『社会福祉士の倫理綱領・行動規範』がある。そして、この『社会福祉士の倫理綱領・行動規範』の基盤とされたのが、国際ソーシャルワーカー連盟による『ソーシャルワークのグローバル定義』である。

2014年7月に採択された新たなソーシャルワークの定義は以下のとおりである。

ソーシャルワークは、**社会変革と社会開発、社会的結束**、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。**社会正義、人権、集団的責任**、および**多様性尊重**の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知(indigenous knowledge)を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々や様々な構造に働きかける(日本社会福祉士会2015: 109)。

つまり、『ソーシャルワークのグローバル定義』こそが、社会福祉士によるソーシャルワーク実践の根幹であるといえる。

V-2. 独立型社会福祉士の特徴

先述した『ソーシャルワークのグローバル定義』から筆者が抽出したキーワード(太字)に独立型社会福祉士の実践をあてはめたものが表1である。

まず、**社会変革**として、独立型社会福祉士が目指す社会は、「もっとみんなが住みやすい社会」として、今の社会を変えていこうとしている。また、「世界というマクロでの活動は遠いと思うかもしれない」としながらも、「一人の子どもとの関係の中で具現化できる」、「革命を起こすことが無理なら、対人援助によって、草の根から当事者と社会構造との関係性を変革することでこの国を変えていく」と述べているように、いきなり社会を変えることはできないかもしれないが、決してあきらめているのではなく、独立型社会福祉士としてのソーシャルワーク実践の積み重ねによって、社会変革を起こしているといえる。この社会変革について、中島が、「ソーシャルワークの中核に据えられているのは『社会環境の改善』であり、『社会変革』である。だが、この観点から見る限り、現在のソーシャルワークには悲観的にならざるを得ない」（中島2019: 65）と述べているように、実際には、ソーシャルワークによる**社会変革**は進展

していないと捉えられている。そのような中、この**社会変革**とかかわりの深いソーシャルアクションに関して、「ここ10年間の行政へのソーシャルアクションは、地域包括ケアのアプローチ」と述べているように、行政の制度や施策について、ソーシャルアクションを起こすことによって、行政が目指している地域包括ケアの視点により、『共生社会の実現』¹⁾という**社会変革**を実践しているといえる。

次に、**社会開発**について、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーを担っている理由について、「より良い学校(教育環境)を作っていく」と述べている。

また、**社会的結束**について、「地域の連携体制をマネジメントする」ことによって、多職種が連携・協働して、地域社会をより良くしていくためのマネジメントの役割を担っている。

エンパワメントについて、中島は、リッチモンド²⁾が、ソーシャルワークの目的を「パーソナリ

表1 『ソーシャルワークのグローバル定義』と独立型社会福祉士の実践

『ソーシャルワークのグローバル定義』	独立型社会福祉士の実践
社会変革	⑤もっとみんなが生きやすい社会 ⑨10年間の行政へのソーシャルアクションは、地域包括ケアのアプローチ ⑮この国を変えていく
社会開発	⑪より良い学校（教育環境）を作っていく
社会的結束	⑩地域の連携体制をマネジメントする
エンパワメント	②子どもの言葉に出せない思いや行動に表せない思いなど抱えているものを、その子の未来に向けて広げていく ⑥当事者を使える制度へ上手に案内して、制度を上手に使ってもらう ⑧当事者である本人の力を本人が支援することを支援する ⑭当事者と社会構造との関係性を変革する
解放	④自己意識、自己決定、自己表現
社会正義	⑫社会の不正義をなくしていく
人権	⑬差別、偏見をなくしていく
集団的責任	③他の支援団体とともに機会あるごとに、いろいろな人に伝えて、行政に訴えていく ⑰10年先に、次の世代にバトンを託せるようにかかわり続けていかなければならない
多様性尊重	①「ありのままの」「あなたが」「すてきです」 ⑦「みんな違ってみんないい」と一人ひとりを認め合える社会 ⑯それぞれの自分らしさを表現できる社会

出所) 筆者作成。

ティの発達」ととらえたことを引用して、エンパワメントの重要性を述べている(中島2019: 54-60)。「子どもの言葉に出せない思いや行動に表せない思いなど抱えているものを、その子の未来に向けて広げていく」ことは、子ども一人ひとりが本来内包している思いを行動に表せるよう支援することである。「当事者を使える制度へ上手に案内して、制度を上手に使ってもらおう」ことは、情報を得ることが困難な当事者へ、情報提供することで、自らが制度活用の方法を修得することを支援することである。そして、何よりもソーシャルワーカーは、当事者のために、何かをなすのではなく、「当事者である本人の力を本人が支援することを支援する」ことで、「当事者と社会構造との関係性を変革する」と述べているように、当事者が自らの力で生活していけるように環境調整を行っているといえる。

解放については、子どもたちの決定を否定しないことによって、社会生活の中で、言いたくても言えないことややりたくてもできないことなど、様々な理由によって、抑圧されているであろう「自己意識、自己決定、自己表現」ができるように支援している。そして、『てのひら』での解放を経験することで、社会に出てから後も、「自己意識、自己決定、自己表現」ができることを願っている。

また、**社会正義・人権**については、ずばり、そのとおり、「社会の不正義をなくしていく」、「差別、偏見をなくしていく」と宣言している。

集団的責任については、「他の支援団体とともに機会あるごとに、いろいろな人に伝えて、行政に訴えていく」というように、社会福祉士のみならず、様々な困難を抱えた当事者の支援を行っている他の支援団体と同じ目的を持った仲間として連帯して当事者に対する責任を果たそうとしている。そして、このソーシャルワーク実践は、決して、自分たちの世代で完結するものではなく、この社会が存在するかぎり、何らかの形で、支援を必要とする当事者が信頼してくれる社会福祉士であるために、「10年先に、次の世代にバトンを託せるようにかかわり続けていかなければならな

い」と将来を見据えたうえでの自らの使命としてソーシャルワークを実践しているといえる。

最後に、**多様性尊重**については、『ああす』と呼ばれている理由が、『「ありのままの」「あなたが」「すてきです」』を由来としているように、子どもたち一人ひとりの今の状況を肯定している。子どもたちが自己肯定感を持つことによって、『てのひら』では、それぞれが存在を尊重され、そこでのかかわりが、家庭や学校における行動につながっていくと考える。『ああす』は、金子みすゞ³⁾の詩「私と小鳥と鈴と」を引用して、『みんな違ってみんないい』と一人ひとりを認め合える社会をめざしている。そして、所長は、そのような子どもたちが「それぞれの自分らしさを表現できる社会」を構築していくことややりがいでもあり、自らの使命としてプレッシャーを感じている。

このように、独立型社会福祉士のソーシャルワーク実践は、『ソーシャルワークのグローバル定義』の具現化に他ならないものである。

V-3. 独立型社会福祉士による『ソーシャルワークの価値』

日本社会福祉士会は、独立型社会福祉士を「地域を基盤として独立した立場でソーシャルワークを実践する者であり、ソーシャルワークを実践するにあたって、職業倫理と十分な研修と経験を通して培われた高い専門性にもとづき、あらかじめ利用者 と締結した契約に従って提供する相談援助の内容およびその質に責任を負い、相談援助の対価として直接的に、もしくは第三者から報酬を受ける者をいう」と定義している。

この独立型社会福祉士について、中島は、「独立型社会福祉士に代表されるような、いわゆるフリーのソーシャルワーカーは、『組織の重視する価値』に縛られることがないので、この点では優位性があるかもしれない」としつつも、「組織からの自由度の高さと経済的な安定性、これらはトレードオフの関係にある。一見すると、ソーシャルワーカーのおかれた状況は袋小路のように見え

る。」(中島2019: 68)と述べている。そのうえで、「『どんな視点に立つか』は、その人の価値や目的とかかわる問題である。つまり、組織で働くか否かではなく、ソーシャルワーカー自身に、『ソーシャルワークの価値』が自覚されているか否かが問われている。」(中島2019: 69)と述べているように、ソーシャルワーカーとしての価値は独立型社会福祉士の『志』次第であると考えられる。

インタビューにおいて、「独立型社会福祉士事務所のスタッフとしてのやりがいは、『枠がない』こと」、「独立型社会福祉士であれば、当事者のためであると思えば、誰に遠慮する必要もなく行動することができる」、「独立型社会福祉士は、枠づけされていないから当事者ニーズをキャッチすることができる」、「組織にいたのでは、社会福祉士の大義は果たせない」と述べているように、『枠がない』ことをソーシャルワーク実践における強みと考えている。

そのうえで、「当事者からの疑問に対して、不利益を与えてはいけない」、「『社会に責任を取る』専門職としての重責を感じている」、「社会福祉士は、うぬぼれてはいけないし、いい気になってはいけない」、「実践を積み重ねながら向上しなければならず、キャリアにあぐらをかいてはいけない」と述べており、当事者主体の基本姿勢を基盤としながら、そのために、自身のソーシャルワーク技術を向上させるべく、日々研鑽に務めている。このふたりの姿勢こそが、まさに、中島の述べている『ソーシャルワークの価値』の自覚に他ならないと考える。

Ⅶ. おわりに

柏木は、『ソーシャルワーカーはなぜ一つになれないのか』において、ソーシャルワーク(ソーシャルワーカー)について、以下のように述べている。

社会が危機的状況にある時代だからこそ、ソーシャルワークが求められている。そんな時代の転換点にあって、ソーシャルワーカー

という存在が、もっともそれを必要とする人々に対して、可視化されていない。困難にあえいでいる人々の多くは、ソーシャルワーカーにアクセスできずにいる。ソーシャルワーカーの社会的認知はソーシャルワーカーのためではなく、ソーシャルワーカーを必要とする人々のためにある。そしてソーシャルワーカーの社会的認知度を引き上げ、質と量を確保するには、組織力や政治的アプローチが欠かせない(柏木2019: 141-142)。

社会福祉士とは、社会福祉の専門職である。福祉とは「幸せ」の意であり、社会福祉というときの「幸せ」は、自分の「幸せ」ではなく、誰か人のための「幸せ」を意味する。現代社会においては、何らかの困難のために「幸せ」を感じられなくなっている人々が存在する。そのような人々が、自らの力で「幸せ」を感じられるようになるための支援がソーシャルワークであり、その支援を実践するのがソーシャルワーカーである。

社会福祉の行政機関や事業所は、何らかの困難を感じている人々にとっての支援を行うが、基本的に、相談に訪れた人々を対象とする。ところが、柏木は、「困難にあえいでいる人々の多くは、ソーシャルワーカーにアクセスできずにいる」と述べている。アクセスできない場合として、ふたつの場合が考えられる。ひとつは、どこに支援を求めればいいのか、わからない場合である。この場合、相談機関に関する適切な情報を伝えることで、アクセスは可能となるであろう。もうひとつは、どこへ行けばいいのか、わかっているが、行政機関や事業所に対する敷居の高さから決心がつかない場合である。そのような人々に対して、独立型社会福祉士は、困難を共有し、その困難解決のための方法をともに考えていく。そして、活用可能な制度があれば、行政機関や事業所へ同行し制度活用へとつないでいく。さらに、必要があれば、行政に対してソーシャルアクションを展開する。

このような独立型社会福祉士のソーシャルワ

ク実践が、「社会が危機的状況にある時代」に変革を起こし、新たな社会を構築していくと考える。

注

1) 厚生労働省が、改革の基本コンセプトとして掲げたもので、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)や、「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)に基づいて推進している。具体的には、次のとおりである。

制度・分野ごととの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい・地域をともに作っていく社会。

2) Richmond, Mary E. (1861~1928) アメリカの慈善組織教会運動の指導者として、運動の主な方法であった友愛訪問を専門的水準に高め、ケースワークとして理論化・体系化したことから、「ケースワークの母」と呼ばれ、理論の転換期には、「リッチモンドに帰れ」と言われた。代表的著作『社会診断』(1917年)において、医学モデルの体系化、社会環境要因重視の理論を説いた。

3) 金子みすゞ (1903~1930) 童謡詩人。本名テル。山口県生まれ、大津高女卒。没後半世紀「金子みすゞ全集」が刊行され、あらゆるものに命を見出し、優しさをたたえた童謡が再評価されている。

文献

柏木一恵(2019)「ソーシャルワーカーはなぜひとつになれないのか」『ソーシャルワーカー―「身近」を革命する人たち』井出英策・柏木一恵・加藤忠相・中島康晴、ちくま新書、95-144

『社会福祉用語辞典六訂』(2015)中央法規

『大辞林第3版』(2006)三省堂

中島康晴(2019)「ソーシャルワークの原点とは？」『ソーシャルワーカー―「身近」を革命する人たち』井出英策・柏木一恵・加藤忠相・中島康晴、ちくま新書、53-94

日本社会福祉士会(2015)『基礎研修テキスト上巻』公益社団法人日本社会福祉士会、109

The Value of Social Work Practice by Independent Social Workers: A Daily Life (Night Care) Support Project at Tenohira Relief Home

UCHIDA Mitsunori

Abstract

A support project based on the Act on Self-Reliance Support for Poor and Needy People was started in April 2015. The project supports self-reliance among those in need, and provides necessary support for young people and their parents/guardians in the form of “support with daily life and education for young people in need.” The support offered includes learning support, support with acquiring a day-to-day routine, and support with creating a familiar place where young people can meet and take part in activities with friends. This paper seeks to describe the value of social work practice by independent social workers based on interviews with independent social workers who are providing “support with daily life and education for young people in need” within this support project for self-reliance among those in need.

Social work practice by independent social workers is based on the *Ethical Guidelines and Code of Conduct for Social Workers*, which publicly sets out the necessary specialisms and rules to be followed within the practice of social workers. The *Ethical Guidelines and Code of Conduct for Social Workers* is based on the “Global Definition of Social Work” of the International Federation of Social Workers. Nine key principles were extracted from this definition: social change; social development; social cohesion; empowerment; liberation; social justice; human rights; collective responsibility; and respect for diversity. The practice of the independent social workers in this study was found to fully embody these key principles from the “Global Definition of Social Work.”

When social workers maintain an attitude of working hard every day to improve their skills in social work in a way that is fundamentally based on the stances of the stakeholders involved, this creates an awareness of the value of social work itself. This kind of social work practice by independent social workers can bring about change in an era when society is in crisis, and create a new society.

Key words: Independent social workers; the “Global Definition of Social Work;” social change

